



事務委託のメリット

労働保険事務組合に労働保険事務を委託すると次のメリットがあります。

1. 保険料額にかかわらず保険料を年3回に分割納付することができます。
2. 担当社会保険労務士が事業主に代わって事務手続きを行いますので、事務の負担が軽減され、本業に専念することができます。
3. 事業主や役員、事業主と同居している家族従事者が労災保険に特別加入することができます。



入会金・会費

入会金	10,700円
会費（委託件数1件）	月額 1,605円
会費（委託件数2件以上）	月額 2,140円



特別加入者の保険料

特別加入者の年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）にそれぞれの事業に定められた保険料率を乗じたものになります。

※給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて、労働局長が決定します。

給付基礎 日額	保険料算定 基礎額	年 間 保 険 料	
		B（千円未満切捨）×保険料率	
A	B A×365日	例	例
		保険料率 12/1000 既設建築物 設備工事業	保険料率 3/1000 卸売業、小売業 飲食業等
25,000円	9,125,000円	109,500円	27,375円
24,000円	8,760,000円	105,120円	26,280円
22,000円	8,030,000円	96,360円	24,090円
20,000円	7,300,000円	87,600円	21,900円
18,000円	6,570,000円	78,840円	19,710円
16,000円	5,840,000円	70,080円	17,520円
14,000円	5,110,000円	61,320円	15,330円
12,000円	4,380,000円	52,560円	13,140円
10,000円	3,650,000円	43,800円	10,950円
9,000円	3,285,000円	39,420円	9,855円
8,000円	2,920,000円	35,040円	8,760円
7,000円	2,555,000円	30,660円	7,665円
6,000円	2,190,000円	26,280円	6,570円
5,000円	1,825,000円	21,900円	5,475円
4,000円	1,460,000円	17,520円	4,380円
3,500円	1,277,500円	15,324円	3,831円

注）令和6年4月より保険料率が改定となっております。
業種別料率一覧は、厚労省ホームページにてご確認ください。

厚生労働大臣許可

労働保険事務組合

千葉SR経営労務センター 特別加入制度の ご案内

中小事業主用

千葉SR経営労務センター

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1-15-9
朝日生命千葉ビル3階

TEL 043-224-3779 FAX 043-224-5484

E-mail info@chiba-sr.com

U R L <https://www.chiba-sr.com>

担当社会保険労務士



ご案内

「千葉SR経営労務センター」は、労働・社会保険、人事・労務管理に関する専門家である「社会保険労務士」が運営する厚生労働大臣から認可を受けた労働保険事務組合です。

当会に入会されると、事業主や役員、事業主と同居している家族従事者も、「労災保険特別加入制度」を利用して労災保険に加入することができ、仕事や通勤時の災害に対して国の労災保険の給付が受けられるようになります。

当会では、国家資格者である「社会保険労務士」が責任をもって労災申請等の事務処理を行う体制を整えておりますので、万が一仕事や通勤時に不慮の事故に遭われた場合等にも、会員の皆様が治療に専念し一日も早く仕事に復帰していただけるようサポートいたします。



特別加入者の範囲

中小企業事業主等

- ① 下表に定める数の労働者を常時使用する事業主(事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者)
- ② 労働者以外で①の事業主の事業に従事する人(事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など)

業 種	労働者数
金融業、保険業、不動産業、小売業	50人以下
卸売業、サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下



特別加入の要件

中小事業主等が特別加入するためには、

- ① 雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していることの2つの要件を満たし、所轄の都道府県労働局長の承認を受ける必要があります。



事務委託の内容

労働保険事務組合に委託する事務は次のとおりです。

1. 労働保険料及び一般拠出金並びにこれにかかる徴収金の申告・納付に関する事務
2. 雇用保険の被保険者に関する届け出等に関する事務
3. 労働保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務
4. 労災保険の特別加入申請等に関する事務
5. その他労働保険についての申請、届出、報告などに関する事務



事務の流れ

委託された事務は、すべて会員社会保険労務士を通じて行います。

